

砂川市訓令第11号

令和6年3月27日

砂川市介護人材育成支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

## 砂川市介護人材育成支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令

砂川市介護人材育成支援事業補助金交付要綱（令和3年3月23日訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「社会福祉法人」を「事業者」に改める。

第3条を次のように改める。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、砂川市内に所在し、次の各号に掲げる事業所等のいずれかを運営する事業者（以下「補助対象者」という。）とする。

- （1） 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に規定するサービスを行う事業所
- （2） 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
- （3） 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅

2 補助対象者は、次に掲げる行為をするものとする。

- （1） 職員が受講する前条各号に規定する研修に対して、受講費用の助成を行うこと。
- （2） 前号の受講費用の助成を行った研修終了後、当該職員が引き続き1年以上就労していることを確認すること。

第4条中「前条第1号」を「前条第2項第1号」に、「法人」を「補助対象者」に改める。

第5条中「法人」を「補助対象者」に改める。

別記第1号様式及び別記第3号様式を次のように改める。

### 附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

砂川市介護人材育成支援事業補助金交付申請書

砂川市長 様

申請者 所在地  
事業者名  
代表者

砂川市介護人材育成支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付について次のとおり申請します。

1. 補助金申請額 円
2. 補助対象研修受講者数  
介護職員初任者研修 名  
介護福祉士実務者研修 名
3. 添付書類  
研修修了証明書の写し  
受講料の領収書  
就労状況が確認できる書類  
他の公的機関等からの補助の額を証明するもの（補助がある場合）

年 月 日

砂川市長 様

申請者 所在地

事業者名

代表者

印

砂川市介護人材育成支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました砂川市介護人材育成支援事業補助金について、下記のとおり砂川市介護人材育成支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により請求します。

記

1 金額	円	
2 振込先	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	普通 当座
	口座番号	
	口座名義人	フリガナ